

雪 害 編

目 次

雪害編	401
第1章 雪害予防対策	403
第1節 雪害に強いまちづくり	405
第1 除排雪の推進	405
第2 防災関連施設等整備事業関係	406
第3 建築物の耐雪化、無雪化事業関係	406
第4 産業の振興、無雪化等	406
第2節 雪崩災害の防止	407
第1 雪崩危険箇所の把握	407
第2 警戒避難体制の確立	407
第3 融雪期における土砂災害対策	408
第3節 都市基盤等の耐雪化	409
第1 建築物の安全確保	409
第2 ライフライン施設の耐雪化	410
第3 廃棄物処理施設の耐雪化	412
第4 郵便事業の運営確保	413
第4節 交通対策	414
第1 交通安全対策	414
第2 道路交通対策	414
第5節 防災活動体制の整備	417
第6節 救援・救護体制の整備	418
第1 積雪時の火災予防	418
第2 医療救護体制の整備	418
第3 孤立集落の予防	418
第4 災害救援ボランティア活動の支援	420
第7節 農林業の雪害予防	421
第1 作目別予防対策	421
第2 経営指導等による事前措置	423
第8節 商工業の雪害予防	424

第1	中小企業の雪害対策施設の普及	424
第2	生産及び出荷の確保計画	424
第3	消融雪設備の運用体制の整備	424
第9節	防災行動力の向上	425
第1	防災意識の高揚	425
第2	自主防災組織の強化	425
第3	地域ぐるみ除排雪	425
第4	防災訓練の充実	426
第5	要配慮者の安全確保	426
第10節	調査研究	427
第1	防災意識の高揚	427
第2章	雪害応急対策	451
第1節	予警報の伝達	453
第1	雪等に関する予警報の種類及び発表基準	453
第2	伝達体制	454
第2節	応急活動体制	456
第1	市の活動体制	456
第2	災害救援ボランティアの受入れ	460
第3節	情報の収集・伝達	461
第4節	交通の確保	462
第1	道路交通の確保	462
第5節	自主防災活動及び地域ぐるみ除排雪	466
第1	自主防災活動	466
第2	地域ぐるみ除排雪	467
第6節	災害救助法の適用	468
第7節	広域応援要請	468
第8節	救助・救急活動	469
第1	冬期警戒体制	469
第2	救助活動	469
第3	救急活動	470

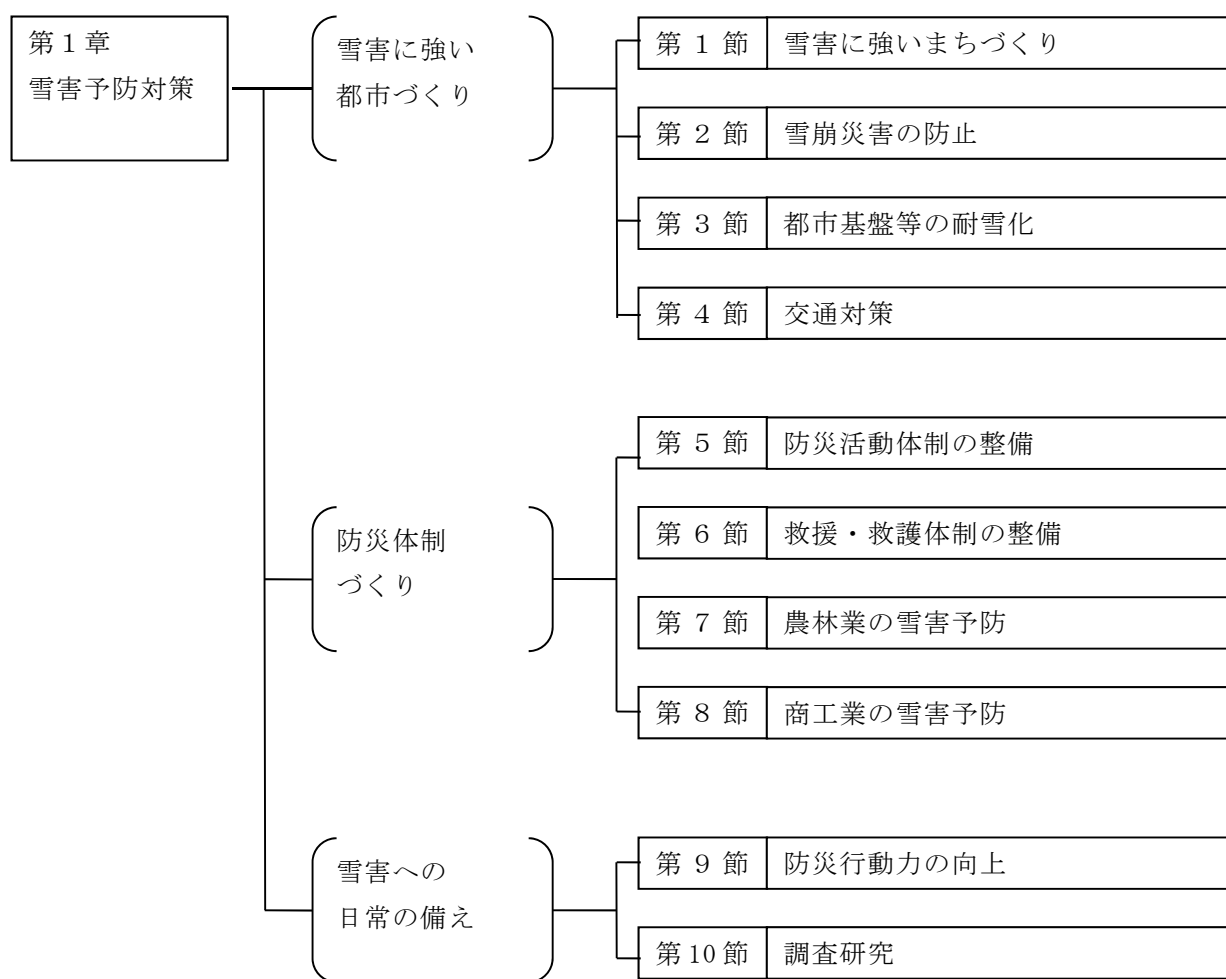
第4節	消防応援要請	470
第9節	医療救護活動	471
第1節	冬期活動体制	471
第2節	医療救護班の派遣	471
第10節	避難活動	472
第1節	避難の勧告、指示及び誘導	472
第2節	指定緊急避難場所及び指定避難所の運用	472
第3節	避難所の設置・運営	472
第4節	要配慮者への援護	472
第5節	精神保健対策	473
第6節	飼養動物の保護等	473
第11節	交通規制・輸送対策	474
第12節	飲料水・食料・生活必需品等の供給	474
第13節	廃棄物処理・防疫・食品衛生対策	474
第14節	警備活動	474
第15節	遺体の捜索、処理及び埋葬	474
第16節	ライフライン施設等の応急復旧対策	475
第1節	電力施設	475
第2節	L P ガス施設	475
第3節	上水道施設	476
第4節	下水道施設	476
第5節	通信施設	476
第6節	郵便業務	476
第17節	公共建物等の応急復旧対策	478
第1節	医療・社会福祉・社会教育施設	478
第2節	文化財	478
第18節	農林業の被害拡大防止	479
第1節	稲作	479
第2節	麦	479
第3節	果樹	479
第4節	施設園芸用施設	480

第5	畜産	480
第6	林産	480
第19節	商工業の被害拡大防止	481
第1	輸送手段の確保	481
第2	緊急金融措置等による中小企業経営の維持、安定確保	481
第20節	応急住宅対策	482
第21節	教育・労働力確保対策	483
第1	応急教育等	483
第2	労務の確保	484
第3章	雪害復旧対策	501
第1節	民生安定のための緊急対策	501
第1	被災者の生活確保	501
第2	中小企業、農林漁業者に対する支援	502
第3	税の徴収猶予及び減免等	502
第4	郵便業務に係る災害特別事務取扱い等	502
第2節	激甚災害の指定	503
第1	激甚災害指定手続	503
第2	激甚災害に係る特別の助成	503
第3節	公共施設の災害復旧	503
第1	災害復旧計画の策定等	503
第2	大規模災害時等の指導・助言制度の活用	503

第1章 雪害予防対策

砺波平野南部の山麓地帯を抱く南砺市では、冬期間には多様な雪害の発生が想定される。なかでも人命や財産に直接的な影響を及ぼす豪雪時の雪圧や雪崩、さらに交通の途絶や農林業を始め、各種の産業に及ぼす積雪被害なども挙げられる。これらの雪害から住民の生命、財産を守るための予防対策を一層推進する。

【計画の体系】



第1節 雪害に強いまちづくり

(市長政策部、ブランド戦略部、ふるさと整備部、地域包括医療ケア部、教育部)

雪に強い都市構造や道路の整備、雪に強い建築物の普及など無雪害のまちを目指した除排雪体制、交通・気象情報の提供など総合的な体制の確立を図り、雪に強いまちづくりを推進する。

【対策の体系】

第1	除排雪の推進
----	--------

第2	防災関連施設等整備事業関係
----	---------------

第3	建築物の耐雪化、無雪化事業関係
----	-----------------

第4	産業の振興、無雪化等
----	------------

第1 除排雪の推進 (建設班)

地域ぐるみで雪害を克服するため、次の事業を実施する。

区分	制度名	事業概要	事業主体	所管
地域ぐるみ 除排雪	富山県地域ぐるみ 除排雪促進事業	市が地域住民と連携して行う地域ぐるみ除排雪体制の整備及び小型除排雪機械等の整備に対する助成	市	県
	富山県NPO等 除排雪活動推進 モデル事業	市がNPO等と連携して行う除排雪活動に必要な小型除雪機、スコップ、スノーダンプ等の購入費、事業用チラシの印刷費に対する助成		
市街地 雪処理	富山県まちづくり 総合支援事業補助 金	雪に強い快適なまちづくりのために実施する消雪、流雪、雪捨て等の克服雪施設の整備事業及び親雪施設の整備事業への助成	市	県
山村雪対策	一般補助施設整備 事業債 (豪雪対策 事業分)	市町村道整備、除雪機械、防雪施設の整備のための地方債に関する財政措置	豪雪地帯 市	総務省
	防災対策事業債 (自然 災害防止事業分)	市町村地域防災計画に記載されている雪に関する危険箇所の防雪施設整備のための地方債に関する財政措置		
道路交通 体系	社会資本整備総合 交付金事業 防災・安全交付金 事業	地方道の除雪、防雪関連施設の整備のための助成等	県 市	国土 交通省

第2 防災関連施設等整備事業関係 (総務班)

災害の防止、防災活動の活性化のため、次の事業を実施する。

区分	制度名	事業概要	事業主体	所管
通信施設	市消防防災無線整備事業	市役所と集落等を結ぶ防災行政無線の整備のための助成	市	消防庁 県
自主防災組織の育成	コミュニティ防災資機材等整備事業	自主防災組織の資機材の整備のための助成	市	消防庁 県
消防施設整備	消防施設整備事業	消防施設、資機材の整備のための助成	市	消防庁 県
医療対策	医療用雪上車整備事業	孤立集落の医療活動用雪上車の整備のための助成	特別豪雪	厚生労働省

第3 建築物の耐雪化、無雪化事業関係 (災害救助班、教育総務班)

建築物の耐雪化のため、次の事業を実施する。

区分	制度名	事業概要	事業主体	所管
文教施設	小中学校危険建築物改築事業	公立小中学校の校舎屋体の危険校舎改築に対する補助	市	文部科学省
社会福祉施設	社会福祉施設等施設整備費国庫負担(補助)	社会福祉施設の新増設等の事業費単価のかさ上げ(特別豪雪地帯分)	市・県 社会福祉法人	厚生労働省

第4 産業の振興、無雪化等 (農林班)

農林業の振興等のため、次の事業を行う。

区分	制度名	事業概要	事業主体	所管
農林業	元気な地域づくり交付金事業(基盤整備促進)	補助率のかさ上げ(特別豪雪地帯分)	市 土地改良区	農林水産省

第2節 雪崩災害の防止

(ふるさと整備部)

冬期間の雪崩発生による危険を防止し、生活の安全を確保するために雪崩防止対策を実施する。

【対策の体系】

第1	雪崩危険箇所の把握
----	-----------

第2	警戒避難体制の確立
----	-----------

第3	融雪期における土砂災害対策
----	---------------

第1 雪崩危険箇所の把握 (建設班)

雪崩危険箇所を把握し、雪崩防止柵等施設の整備に努めるとともに、雪崩発生の危険のある箇所については、広報や標識の設置により関係住民に周知するなどの対策を講ずる。

※雪崩危険箇所の調査対象

雪崩危険箇所 (林野庁)	雪崩の発生及び到達の危険性のある山地において、人家又は公共施設等に被害を与えたか、与えるおそれのある箇所。
雪崩危険箇所 (国土交通省)	地形から見て、雪崩が発生する危険性のある斜面の平均勾配が18度以上(雪崩危険斜面)、その標高差が10m以上の場合で、人家5戸以上(公共的建物を含む)又は公共建物のうち重要なものに倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのある箇所。

- ア 市及び県は、関係機関と協力して、危険箇所等の存在、日常の防災活動、融雪時の対応、雪崩に関する情報等について、パンフレット、広報誌等を積極的に活用し、またハザードマップの作成、配布に努め住民への周知徹底を図る。特に、危険箇所にある要配慮者関連施設に対する周知徹底を図るとともに、その情報連絡・警戒避難体制等の整備に努める。
- イ 市は、当該地域の地理的知識に乏しい観光客等の要配慮者に対して、パンフレット等で雪崩危険箇所を周知し、事故の発生を防ぐ取組みを実施する。
- ウ 市は、当該危険箇所等の巡視を行い、異常現象等の早期発見に努める。また、関係機関と協力して、雪崩災害に対する総合的な防災訓練を実施するよう努める。

第2 警戒避難体制の確立 (建設班)

雪崩災害は、突発的に発生することが多いので、緊急時における警戒、避難、救援等が円滑に実施できるよう、平常時からその体制整備に努めることが重要である。

市は、各々の危険箇所における警戒避難体制の整備を図るため、次の事項を定める。

- ア 地域の特性を考慮した警戒又は避難を行うべき基準（警戒避難基準）の設定
- イ 予報、警報及び避難の勧告又は指示の伝達方法の周知
- ウ 適切な避難方法、避難場所の選定及び周知
- エ 危険が増大した場合の避難実施責任者、避難方法、避難場所、伝達方法等

第3 融雪期における土砂災害対策（建設班）

融雪期には雪崩発生の危険性に加え、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所及び山地災害危険箇所等における土砂災害発生の危険性も高い。

各関係機関においては、雪崩対策と同様に各種の予防対策を実施し、被害の防止及び軽減を図る。

- ア 危険箇所の定期的な巡視の実施
- イ 雪崩防止柵等施設の整備による安全の確保

第3節 都市基盤等の耐雪化

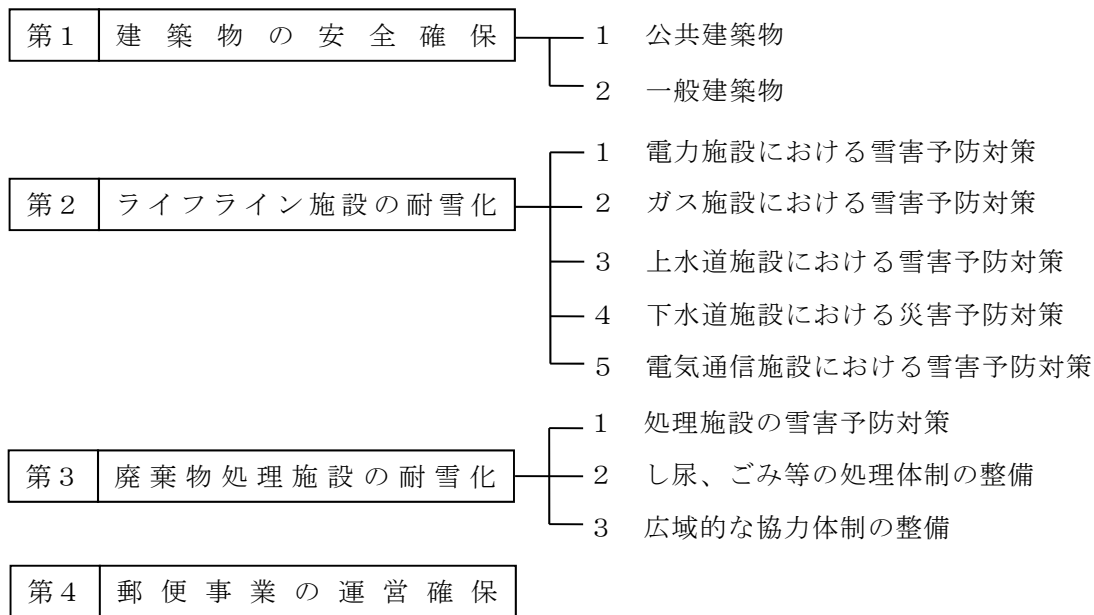
(全部局共通)

雪害の軽減を図り、安定した日常生活、社会経済活動のためには、無雪害まちづくりを進めるとともに、建築物、ライフライン施設、廃棄物処理施設、危険物施設などの耐雪化を進める必要がある。また、豪雪時における通信・郵便等の円滑な運営確保も必要である。

さらに、除排雪に伴う河川等の溢水による浸水被害を防止し、円滑な除排雪作業を実施するため、消雪用水の確保等の対策を推進する。

このため、各関係機関は、これらの雪害予防対策を積極的に推進する。

【対策の体系】



第1 建築物の安全確保 (全部局共通)

公共建築物や防災上重要な建築物については必要な耐雪性を確保するとともに、一般建築物においても耐雪性能の向上及び無雪害化を図る。

1 公共建築物

文教施設、庁舎、社会教育施設等は、公共サービス機関の施設であり、また災害時の応急活動の拠点となることから、これらの施設の耐雪性能の確保を図る。

施設管理者は、毎年降雪期前に施設の点検を行う。予測される雪害に対し、事前に十分な雪害対策を講じておく。また、新築や改修に際しては、耐雪性能を確保したものになるように努める。

2 一般建築物

建築物の規模、用途、敷地の状況等に応じた耐雪構造化、消融雪施設の整備や自然落下方式による雪おろしの省力化、また、市街地においては、自治会・町内会で連絡を密にし一斉除排雪の実施に努める。

第2 ライフライン施設の耐雪化（上下水道班）

電力、ガス、上下水道、通信等のライフライン関連施設は住民の日常生活及び社会経済活動に欠くことのできないものである。これら生活関連施設の雪害予防を図るため、関連機関においては、これらの耐雪化等雪害対策に努める。

1 電力施設における雪害予防対策

北陸電力(株)となみ野営業所は、管内施設の耐雪化を推進し、保安体制の強化等を図る。

2 ガス施設における雪害予防対策

ガスは、市民生活及び経済社会の広範な分野で欠くことのできないエネルギー源であり、常に安定供給の維持に努め、使用者の利益に供するとともに、公共の安全確保のため、設備の耐雪化、保安防災対策の強化を推進する。

積雪時におけるLPガスの安定供給、一般家庭におけるLPガス設備の耐雪性を強化するため、販売店等は供給体制の確保、安全機器の普及促進に努めるほか、LPガス消費者に対し、積雪時にとるべき行動について、啓発活動を推進する。

ア 安定供給の確保

(ア) 降積雪時におけるLPガスの安定供給のため、LPガス容器の大型化、複数化を進め、一般家庭におけるLPガス設備の供給能力の向上を図る。

(イ) 冬期LPガス容器配送計画を策定し、円滑な供給体制の確立を図る。

イ 設備の保護対策

(ア) 屋外配管は極力短くし、屋外配管部分は軒下など雪の影響を受けにくい場所又は雪面以上となる高い位置とする。また、ゴム管はなるべく使用しないようにする。

(イ) ガス容器、調整器及びメーターは、雪の影響を受けにくい軒下や収納庫に設置する。軒下に設置する場合は、屋根雪の落下防止を行うとともに容器等の保護をし、危険を発見しやすい場所を選定する。

ウ 安全器具の普及促進

ガス漏れ又は火災防止のため、安全機器の普及促進に努める。

エ 消費者に対する周知啓発活動

(ア) 消費者に対し除雪や雪おろしの際の注意事項や異常時の使用停止等、消費者がとるべき行動について啓発活動に努める。

(イ) 冬期間は、暖房等のため部屋が密閉されることが多く、一酸化炭素中毒事故の発生が懸念されるので、部屋の換気や排気筒の損傷の点検等について、周知、啓発に努める。

3 上水道施設における雪害予防対策

市は、水道施設の耐雪化を推進するとともに、除排雪等による二次的な被害の防止に努める。

(1) 施設の耐雪化

積雪、雪崩による施設の破壊及び凍結による空気弁・給水栓等屋外施設の破損、停電による機能停止等の被害が想定されるため、市は、設計、施工時に積雪荷重及び凍結防止設備、予備電源等の耐雪化に十分な検討を行い、適切な運転管理が行える構造とする。

また、通常行う定期点検・整備を確実に実施し、設備の不良箇所を補強する。

(2) 除排雪による被害の防止

水源池・消火栓等の施設が除排雪による影響を受けないよう標識又は柵等で注意を喚起するとともに、これら施設を地下式構造とするなど施設の保護対策を講ずる。

(3) 応急給水用資機材の整備拡充

市は、応急給水に使用する給水車、給水タンク、消毒剤、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の整備拡充を図る。

また、資機材の民間借上げについては、事前に十分協議し文書による取決めを行う。

(4) 支援体制等の確立

豪雪時には、人力、装備、資機材等のすべてにわたり、現有力だけでは対処することが困難な場合も想定されるので、水道事業者は、平常時から支援体制及び受入体制を整備する。

(5) 図面等の整備

災害復旧活動等を迅速かつ円滑に行うため、平常時から各種の図面、図書類を整備する。

4 下水道施設における災害予防対策

市は、下水道施設の耐雪化の強化に努めるとともに、適正な施設管理を行う。

(1) 処理場・ポンプ場の耐雪化

流入水量の増大、低温による処理機能の低下、積雪による施設の損壊、凍結による機器の破損、停電等が予想されるため、下水道管理者は適正な運転管理を行うとともに、施設の耐雪化を図る。

ア 処理場、ポンプ場の主要構造物は、積雪に耐えられる構造とするとともに、敷地内の除排雪を励行する。

イ 積雪時においても、排水機能が保持されるよう機械・電気設備の保守点検に努める。

ウ 停電対策として自家発電設備の整備や受電設備の多回線化及び燃料・冷却水等の確保に努める。

(2) 管路施設の防護

ア 雪の投棄による管路の閉塞、汚水処理能力の低下が予想されるため、下水道管理者は汚水管路への排雪を防止する。

イ 排水機能を確保するため、下水道管理者は施設の清掃、補修及び改良等に努める。

(3) 防災体制の確立

雪害時の下水道施設の機能維持を図るため、点検計画を定め、これに基づいて施設、機器の保守点検に努めるとともに、応急復旧用資機材、車両等についての体制を確立しておく。また、災害時に対応できるよう日常の訓練に努める。

5 電気通信施設における雪害予防対策

降積雪によって被災した電気通信施設は、電気通信事業者が応急復旧を実施するものとし、復旧動員体制、資材の確保、復旧及び施設の優先利用順位等の応急対策については、同支店の災害対策実施要項の定めるところによる。

第3 廃棄物処理施設の耐雪化 (住民生活班)

し尿、ごみ等の一般廃棄物処理施設の雪による被害を最小限に留めるとともに、雪害時における応急復旧作業を円滑に実施し、廃棄物が適正に処理されることが必要である。

このため、市は、一般廃棄物処理施設の耐雪化に努めるとともに、国の「災害廃棄物対策指針」を踏まえて廃棄物処理を円滑に実施するための体制を整備する。また、産業廃棄物処理施設の管理者は、処理施設の耐雪化に努める。

1 処理施設の雪害予防対策

積雪による施設の損壊、凍結による機器の破損、停電等が予想されるため、市は適切な維持管理を行うとともに、必要な設備、機器の充実に努め、廃棄物処理施設の耐雪化を図る。

2 し尿、ごみ等の処理体制の整備

(1) 冬期収集体制

市は、住民に対し、積雪期前のし尿の汲み取りの実施を呼びかけるとともに、積雪時のごみ収集計画の周知徹底を図る。

(2) 処理施設の応急復旧資機材等の整備

し尿、ごみ処理施設の損壊等に対して速やかな復旧を図るため、あらかじめ応急復旧に必要な資機材を準備しておくとともに、応急復旧マニュアルの整備や訓練を実施する。

(3) ごみ、災害廃棄物等の仮置場の確保

豪雪時においては、ごみ、災害廃棄物などの廃棄物が一度に大量発生するとともに、処理施設自体の被災も予想されることから、あらかじめ運搬経路、住居地域を考慮したごみ、災害廃棄物等の仮置場を確保しておく。

(4) 避難所等の仮設(簡易)トイレの確保

市は、雪圧による家屋の倒壊、凍結による断水等により便所が使用できなくなることが予想されるため、避難所等に仮設(簡易)トイレを確保する。

3 広域的な協力体制の整備

し尿、ごみ、災害廃棄物等を広域的に処理するため、処理施設、運搬車両の確保について、近隣市町村及び関係団体を含めた協力体制を整備する。

第4 郵便事業の運営確保（管内郵便局）

市内各郵便局は、次のとおり雪害予防対策を推進する。

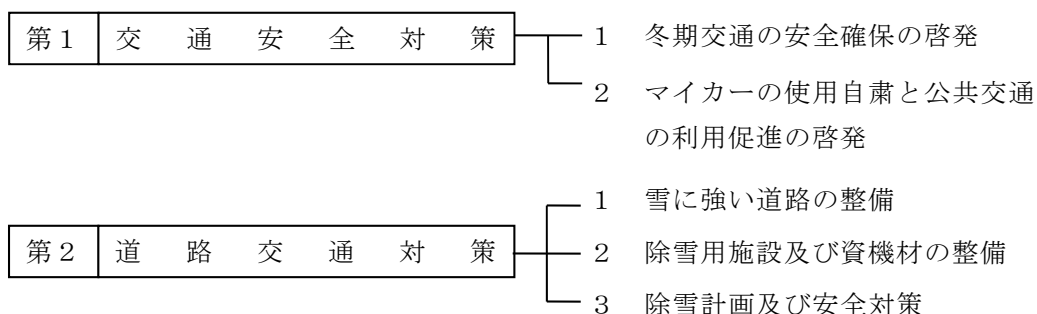
- 1 郵便局舎等の耐雪構造化
- 2 降積雪時の郵便の配送、取扱い及び配達の確保を図るための車両、集配施設、用具及び人員の整備充実
- 3 郵便の運送及び集配の委託を受けている受託者及び運送業者に対する運送施設等の整備についての協力要請
- 4 積雪の著しい地区の運送及び集配の確保計画の作成

第4節 交通対策

(市民協働部、ふるさと整備部)

雪による交通障害を排除することは、雪害対策の根幹である。そのため関係機関は、降積雪期における交通確保に関する除排雪計画を推進する。

【対策の体系】



第1 交通安全対策 (住民生活班)

交通安全県民運動期間「12月11日から12月20日(北陸3県統一)」を中心に、市及び交通安全推進機関・団体等の協力を得て、運転者・事業所・地域住民等に対し、道路交通安全思想の啓発普及を推進する。

1 冬期交通の安全確保の啓発

市及び県、各関係機関等は、冬期の交通事故や交通渋滞の発生を防止するため、スノータイヤ、チェーンの装着、路上駐車禁止など交通の安全確保をラジオ、テレビ、新聞、広報誌等を利用し啓発する。

2 マイカーの使用自粛と公共交通の利用促進の啓発

市及び県、各関係機関等は、冬期交通の円滑化を図るため、マイカーの使用自粛及びバス等公共交通の利用促進をラジオ、テレビ、新聞、広報誌等を利用し啓発するとともに、事業所等に対し協力を呼びかける。

第2 道路交通対策 (建設班)

1 雪に強い道路の整備

冬期間の安全かつ円滑な道路交通を確保し、地域住民の生活安定や産業活動を確保するためには、除排雪作業を効率的に実施できるような広幅員道路の整備や消流雪施設の整備を進める必要がある。また、山間地道路においては、雪崩防止柵、スノーシェッド等の雪崩対策施設の整備を図るほか、狭隘な市街地道路ではその拡幅及びバイパス整備並びに危険箇所の局部改良等の整備促進が必要である。

具体的な当面の対策としては、次のとおりである。

(1) 交差点の改良整備

右折車線等の設置等の交差点の局部改良を行い、交通渋滞の解消を図る。

(2) 停車帯等の整備

バス停車帯等の整備を行い、バス等大型車両通行の円滑化を図る。

(3) 堆雪帯の確保及び交通障害箇所等の整備

堆雪帯をもった広幅員道路の整備を進め、除雪による道路幅の狭小化を防止し、通行に十分な道路幅を確保するとともに、山間地等の交通障害箇所の改良を行い通行の円滑化を図る。

(4) 消融雪施設の整備

機械除雪の困難な市街地等の道路において、次の条件に該当する箇所で水源が確保できる場所には必要に応じて消雪パイプ等を設置する。なお、地下水を水源とする場合は、地域への影響、地下水位の低下を考慮するとともに河川水の利用も検討する。

- ア 道路幅員が狭く、家屋が連担している除排雪作業の困難なところ
- イ 橋梁の取付部や立体交差の坂路等の勾配が急なところ
- ウ 橋梁歩車道

(5) 流雪溝の整備

市街地において道路や屋根雪等の処理が必要で、かつ地域の住民が管理運営を行える箇所については、流雪溝の整備を進める。

(6) 雪崩対策施設の整備

雪崩危険箇所には、スノーシェッド、雪崩防止柵等の設置を進め、山間地における交通の確保を図る。

(7) 吹きだまり障害等の緩和

地吹雪、吹きだまり障害を緩和するため、吹きだまり防止柵の整備を図る。

2 除雪用施設及び資機材の整備

市は、各路線や地域の実情に応じ除雪用施設及び資機材の整備を図る。

(1) 除雪機械の整備

除雪機械は各路線や地域の実情に応じた機種を選定し配備するとともに、除雪作業を迅速かつ効果的に行えるよう民間における除雪機械の保有状況を把握し、協力体制を確立しておく。

(2) 排雪場所の確保

除排雪作業を効率よく実施するために、運搬排雪に利用しやすい雪捨場の確保と整備を図る。

(3) 融雪剤の配備

勾配の急な区間等における車両スリップ防止のため、融雪剤の配備を行うとともに、沿道に砂箱を設置する。

3 除雪計画及び安全対策

【除雪計画】

市は、次の点に留意し除雪実施計画を策定する。

- ア 適切な冬期道路交通が確保されるよう、他の道路管理者とも十分連携し策定する。
特に隣接県、隣接市町村及び他管内との境界にある道路の除雪分担及び交差点除雪の受け持ち等について十分調整する。
- イ 除雪業務分担の決定にあたっては、豪雪時等における連続した除排雪作業にも対処できるよう計画する。
- ウ 計画全般について、関係諸機関と十分連絡協議し、調整を図る。

第5節 防災活動体制の整備

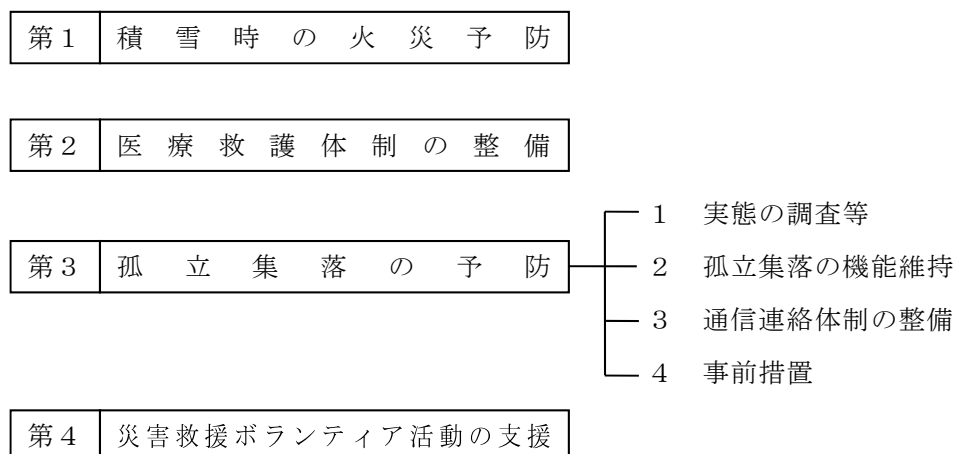
「風水害編 第1章 第4節 防災活動体制の整備」を準用する。

第6節 救援・救護体制の整備

(市長政策部、地域包括医療ケア部、消防部)

人命の安全確保を最優先におき、降積雪期における消防体制の確立、医療救護体制の整備、避難場所・生活救援物資の確保、防災ボランティア活動の支援など救援・救護体制の整備を推進し、被害の可能な限りの軽減に努めるとともに、孤立集落発生の予防や越冬用食料の安定供給により住民生活の安定を図る。

【対策の体系】



第1 積雪時の火災予防 (消防本部)

- ア 積雪時における火災予防、被害の軽減を図るために、除雪対策本部と連携を図り、主要幹線道路における消防車両の運行を確保し、消火活動に支障のない対応を行う。
- イ 消火栓・防火水槽等の消防水利及び消防器具置場付近の除雪について、普段から地域住民に協力を得られるよう努める。
- ウ 保育園・小中学校及び公共の建物の管理者は、当該建造物の非常口等の除雪励行に努める。

第2 医療救護体制の整備

「風水害編 第1章 第5節 救援・救護体制の整備 第2 医療救護体制の整備」を準用する。

第3 孤立集落の予防 (総務班、消防本部)

市は、豪雪による孤立集落の発生を未然に防止するための各種対策を実施するとともに、孤立のおそれのある集落については、日常機能の低下を極力さけるための万全の事前措置を実施する。

1 実態の調査等

孤立のおそれのある集落について、富山県孤立集落予防・応急対策指針が作成されている。市は、この指針と一体的な運用が図られるよう地域の実情に応じた実態調査を行うとともに、万一に備えた救助計画を策定しておく。

【孤立の可能性のある集落】・・・資料編「9-4」

2 孤立集落の機能維持

孤立集落の機能の維持を図り、住民の安全を確保するため、必要な施設、資機材等の整備に努める。

3 通信連絡体制の整備

(1) 集落と市役所等との連絡体制の整備

市は、孤立のおそれのある集落との通信を確保するため連絡体制の整備に努め、運用等について具体的に定めておく。

- ア 市防災行政無線の整備
- イ 加入電話による住民との情報連絡網の確立
- ウ 非常通信の確保
- エ 他の機関の通信手段の活用
- オ 衛星携帯電話の配備
- カ 孤立防止用無線電話の整備

(2) 駐在所等への携帯無線の配置

警察は、孤立のおそれのある集落については、有線施設の障害に備え、地元駐在所等へ携帯無線機の配置に努めるほか、防災無線等を最大に活用できる体制を確保する。

4 事前措置

(1) 食糧等生活必需物資の備蓄

山間地集落等、積雪期間が長く、物流ネットワークから遠隔地にあたる地域では、生鮮食料品等の確保が困難な場合があるため、市は、各家庭単位での食料、燃料及び医薬品等の備蓄について奨励する。

(2) 消火栓等防火防災設備の明確化

降積雪により消火栓等の防火防災設備が埋もれる事態に対応するために、設備の位置を確認できるよう標識やポールを設置を行うとともに、設備の位置を地図化して、発災時の対応に役立てる。

(3) 救急、救助実施計画

ア 救急、救助部隊の編成等

消防本部、警察等は、急病人の発生や雪崩等の災害発生に備え、救助部隊の編成、輸送手段等について事前に計画を作成しておく。

イ ヘリコプターによる救助体制の整備

孤立集落への救急、救助活動には、消防防災ヘリコプターや県警ヘリコプター、富山県ドクターヘリの活用が、有効である。

市は孤立のおそれのある集落の緊急時臨時着陸場所の適地を選定しておくなど、受入体制を整備しておく。県は、ヘリコプターの運航体制を確立しておく。

第4 災害救援ボランティア活動の支援

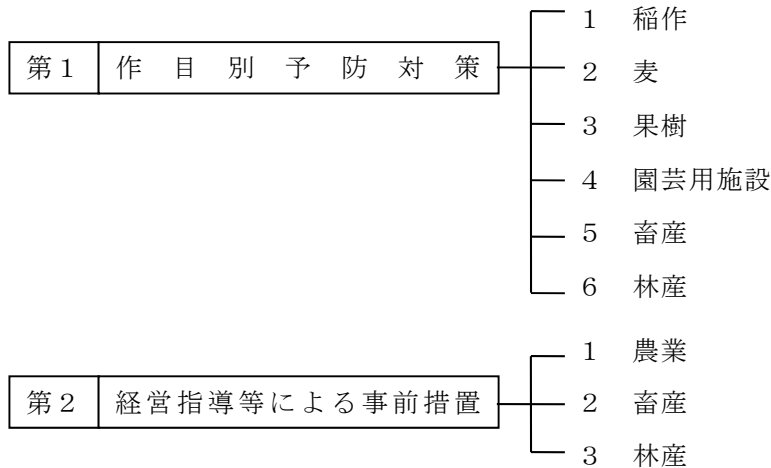
「風水害編 第1章 第5節 救援・救護体制の整備 第4 災害救援ボランティア活動の支援」を準用する。

第7節 農林業の雪害予防

(ブランド戦略部)

農林業の雪害を未然に防ぐには、農業団体等と連携を密にし、施設の耐雪化や除融雪体制の整備を促進するとともに被害防止の指導を徹底する。

【対策の体系】



第1 作目別予防対策 (農林班)

1 稲作

育苗施設及び米麦の乾燥調整施設等建物の設計時における積雪許容限度を次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|------|
| (1) 標高 200m未満の地域 | 1.5m |
| (2) 標高 200m以上、400m未満の地域 | 2.0m |
| (3) 標高 400m以上の地域 | 2.5m |

2 麦

生産者の組織化、作付地の集団化を推進し、排水、適期播種等を徹底して、積雪に耐えるようにする。

3 果樹

年最深積雪深 150cm以下の地域を園地造成の基本とし、樹形の仕立て及び棚強度の確保等雪害防止対策を次のとおり指導し、的確な降雪情報の伝達及び園地見回りの徹底を図り、計画的な除融雪を促進する。

(1) 棚仕立の樹種を栽培するとき

- ア 棚は 30a 以内の単位とする
- イ 棚の高さは、1.8m～2.0mとする
- ウ 棚の隅柱及び周囲柱は、コンクリート又は鉄材など強固なものを使用する
- エ 棚の周囲線及び周囲柱の上を通る柱線はワイヤーを使用する

オ ブドウ棚の支線は、豪雪時に取り外しができるものとする

(2) 立木仕立の樹種を栽培するとき

ア 主枝の分岐高は1.0m以上とする

イ 各主枝ごとに支柱による下垂防止を行う

(3) 降雪前対策

ア 粗剪定を実施する

イ 枝梢の結束を行う

ウ 支柱及び棚の点検と補強を励行する

(4) 降雪時の対策

ア 棚上や枝にたまった雪をふり落とす

イ 主枝の分岐部分を露出させるため、幹回りの雪踏みを行う

ウ 雪に埋まった枝は、枝先を引き上げ、樹冠下の雪踏みを行う

4 園芸用施設

(1) 園芸用施設安全構造基準に基づき、耐雪荷重 80kgf/m²に耐え得る強度と屋根雪の落下を考慮した屋根勾配 4/10～5/10 を目安とした施設の設置を促進する。

(2) 滑落した雪が軒高以上に堆積しないよう、最大堆積幅の1.8倍の棟間隔を確保する。

(3) 低温時に暖房機が正常に作動するよう、設定温度や燃料残量等を再確認する。

(4) ハウス内に補強用の支柱等を取り付ける。

(5) 散水による融雪を行う場合には、事前に排水路の整備・清掃を行うとともに、必ず積雪前から散水を行う。

(6) 園芸用ハウスでは、可能な範囲で室温を高め、屋根雪の滑落を促す。

(7) 積雪後は、施設周辺等の除雪に努める。

(8) 積雪により倒壊の恐れがある場合には、施設内に絶対に入らない。

5 畜産

(1) 特定畜舎等建築物（畜舎又は堆肥舎の用途に供する建築物）の技術的基準に基づく積雪荷重に耐えうるよう、屋根面の断熱性が低く、降雪の防げない材料及び構造とした、屋根勾配 11 度以上（2/10 勾配以上）の施設の設置を促進する。

(2) 滑落した雪が軒高以上に堆積しないよう、速やかな除融雪に努める。

(3) 畜舎等においては、水道管等の凍結防止に努める。

(4) 市町村は、畜産農家が、山間地へ移転するケースが増えていることから、移転計画を踏まえた道路除雪等に配慮する。

6 林産

雪害に強い森林施業及び木材の生産方法及び特用林産物生産施設、加工製材施設耐雪化等の技術指導等を行う。

第2 経営指導等による事前措置（農林班）

関係機関等と連携して、降積雪対策として次のとおり経営指導の強化を図る。

1 農業

- (1) 雪害予防に必要な資機材導入の資金計画
- (2) 除排雪計画の樹立と作業員の事前確保
- (3) 雪害克服に必要な営農資金の計画的な運営
- (4) 農業共済制度への加入促進

2 畜産

- (1) 雪害予防に必要な資機材導入の資金計画
- (2) 除排雪計画の樹立と作業員の事前確保
- (3) 雪害克服に必要な営農資金の計画的な運営
- (4) 農業共済制度への加入促進
- (5) 飼料・資機材等の適切な備蓄
- (6) 自衛防疫の強化

3 林産

雪に強い森林育成のための間伐促進強化対策事業等の推進

第8節 商工業の雪害予防

(ブランド戦略部)

商工業における雪害の未然防止、拡大防止又は軽減を図るため、降積雪の影響を考慮した地域経済振興対策の推進が必要である。市は、雪に強い商工業の振興と防災体制の強化のため、指導及び助成を行う。

【対策の体系】

第1	中小企業の雪害対策施設の普及
----	----------------

第2	生産及び出荷の確保計画
----	-------------

第3	消融雪設備の運用体制の整備
----	---------------

第1 中小企業の雪害対策施設の普及 (商工班)

事業所、工業団地、商業拠点等の無雪化を図るため、消融雪設備、除雪機械等の設置を促進する。

第2 生産及び出荷の確保計画 (商工班)

事業所等は、雪による生産力の低下をさけるため、原材料の適正備蓄を図るとともに、冬期の輸送計画を作成しておく。

第3 消融雪設備の運用体制の整備 (商工班)

降積雪の適切な時期に消融雪設備を稼働させる等の運用体制を整備し確立しておく。また、除雪機械等の運転及び取扱い方法等について研修会を開催する等、誰でも必要ときに機械を稼働させることができるよう、準備を整える。

第9節 防災行動力の向上

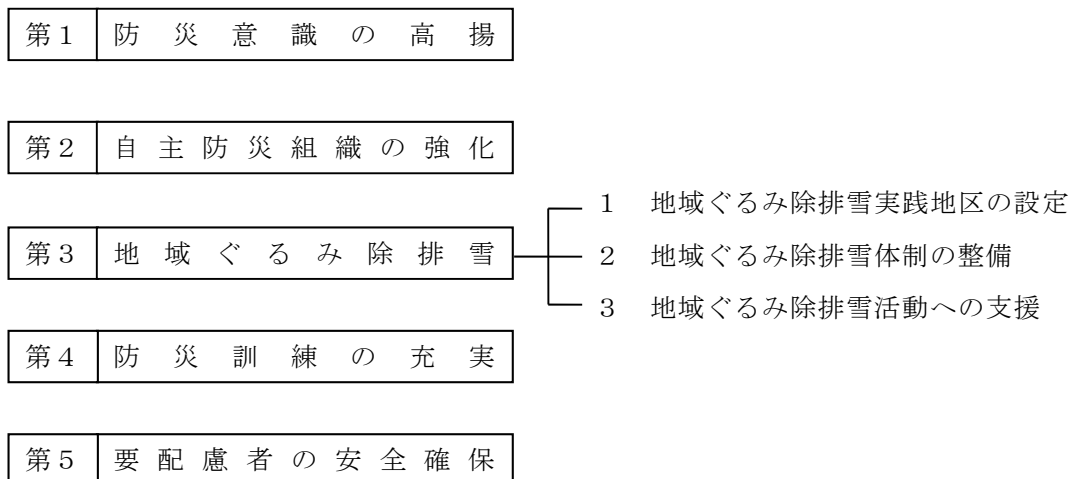
(市長政策部、ふるさと整備部、教育部、地域包括医療ケア部、消防部)

豪雪は、広い地域に、かつ長期間にわたり、交通混乱、被災者の発生等各種の被害をもたらすことから、行政の的確な対応にあわせ、地域住民や事業所の迅速かつ持続的な活動が不可欠である。

しかも、豪雪時には、交通障害等により円滑な防災対策に支障も予想されることから、まず、住民は、『自分の身は自分で守る、みんなのまちはみんなで守る。』ことを認識するとともに、市及び防災関係機関は、地域の防災行動力の向上に努め、被害の未然防止や軽減を図ることが必要である。

このため、防災広報、防災教育などの防災意識の高揚、自主防災組織の強化、地域住民・事業所等による自主防災組織及び地域ぐるみ除排雪組織を強化するとともに、防災関係機関を中心とする防災訓練の実施及び要配慮者の安全確保などを通じて、防災行動力の向上に努める。

【対策の体系】



第1 防災意識の高揚

「風水害編 第1章 第8節 防災行動力の向上 第1 防災意識の高揚」を準用する。

第2 自主防災組織の強化

「風水害編 第1章 第8節 防災行動力の向上 第2 自主防災組織の強化」を準用する。

第3 地域ぐるみ除排雪 (建設班)

豪雪時には、一人一人が力を出し合い、地域の総力を挙げて除排雪活動を展開しなければならない。このため、豪雪時における地域ぐるみの除排雪が円滑に実施されるよう、日頃から広報による啓発活動や、住民の自主的なコミュニティ活動の育成に努める。

1 地域ぐるみ除排雪実践地区の設定

行政と住民が総力を結集し地域ぐるみで除排雪を展開するため、地域の実情に応じた単位（自治会等）をもって、「地域ぐるみ除排雪実践地区」を設定する。

2 地域ぐるみ除排雪体制の整備

市は、地域ぐるみ除排雪実践地区において、行政と住民との間や住民の間の協力体制づくりのための連絡調整等に関する企画調査を行い、地域ぐるみ除排雪を実施するにあたっての情報伝達及び協力体制の整備を図るとともに、共同除排雪対象施設、一斉除排雪の方法、要援護世帯への支援措置等を内容とする地域ぐるみ除排雪計画を策定し、地域住民に計画内容の普及啓発を行う。

3 地域ぐるみ除排雪活動への支援

市は、地域ぐるみ除排雪体制に基づき実践的な活動を推進するため、小型機械等（小型除雪機械及び格納庫等）の整備を行う。

小型除排雪機械については、「富山県地域ぐるみ除排雪促進事業」により導入を図る。機械の効率的な運用を図るため、運転及び取扱い方法等について講習会を開催し、活用の推進に努める。

第4 防災訓練の充実

「風水害編 第1章 第8節 防災行動力の向上 第3 防災訓練の充実」を準用する。

第5 要配慮者の安全確保

「風水害編 第1章 第8節 防災行動力の向上 第4 要配慮者の安全確保」を準用する。

第10節 調査研究

(市長政策部)

雪害の態様は様々であり、人命や財産に直接被害を与える雪崩等をはじめ、交通障害や社会機能の阻害など、今日のように社会・経済活動の進展した社会において、それらの影響は計り知れないものがある。

【対策の体系】

第1	防 災 意 識 の 高 揚
----	---------------

第1 防災意識の高揚 (総務班)

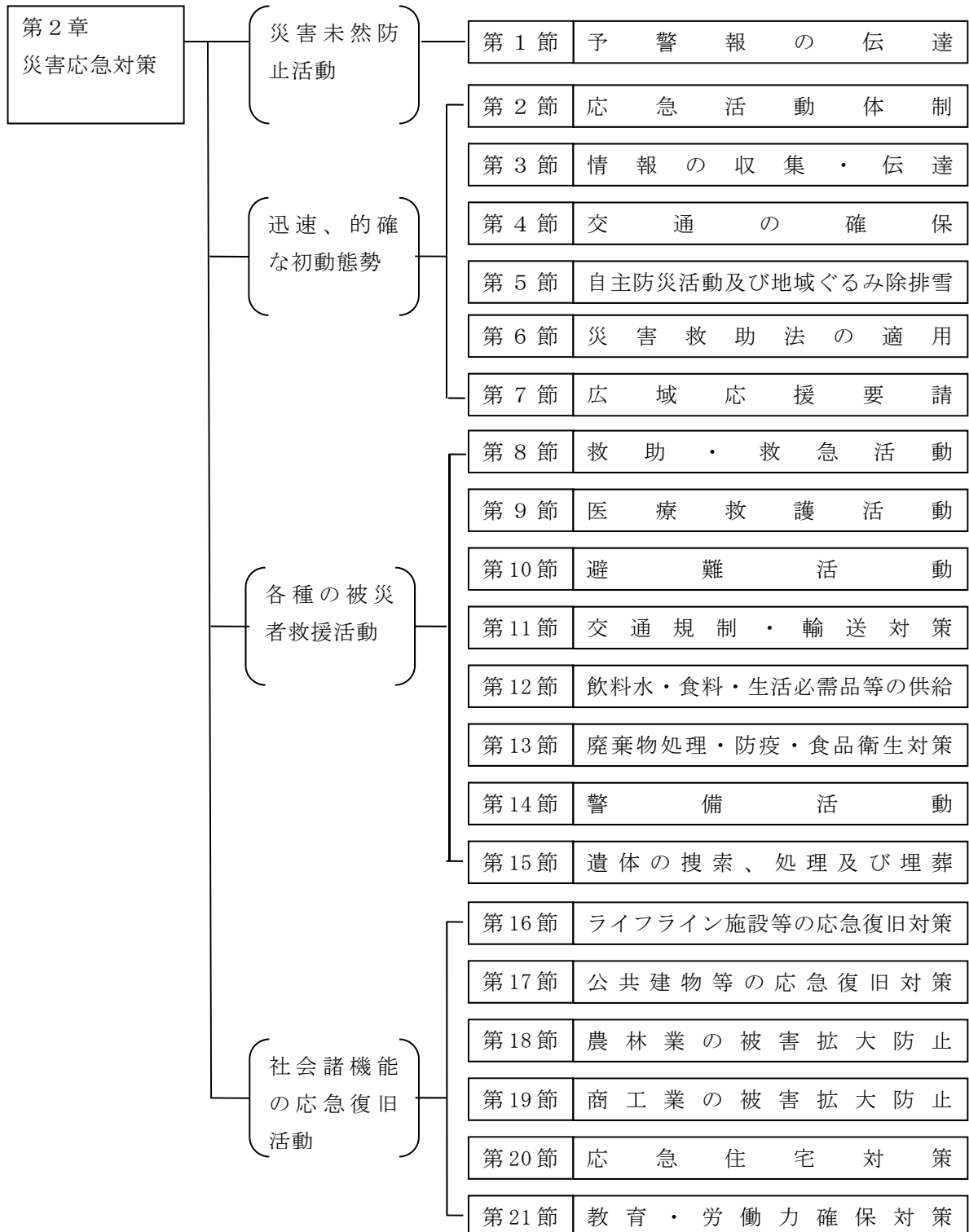
各種の雪害を克服するために、その発生メカニズムの解明と対策を科学的かつ総合的に調査研究することが必要であるため、文部科学省や各省庁、防災関係機関において、雪氷に関する基礎的調査研究、雪崩対策の研究、雪圧・着雪氷対策等の研究が行われている。こうした研究成果を、災害予防の取組みに有効かつ積極的に活用する。

第2章 雪害応急対策

降積雪による災害の発生又は発生するおそれのある場合、被害の発生を防ぎ、又は発生した被害の拡大防止を図るなど、迅速かつ的確な応急活動の実施が必要である。

こうした観点から、本市における雪害時の応急対策計画を定め、雪害の拡大防止を図る。

【計画の体系】

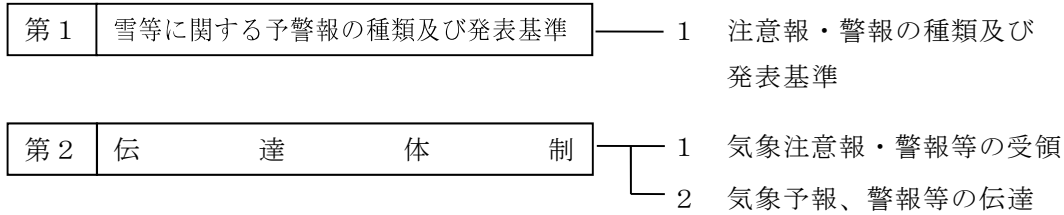


第1節 予警報の伝達

(市長政策部)

雪等に関する予警報の種類、発表基準を明らかにするとともに、これらの伝達系統、手段等の伝達体制の周知徹底を図る。

【対策の体系】



第1 雪等に関する予警報の種類及び発表基準 (総務班)

気象業務法に基づいて富山地方気象台が発表する雪等に関する予警報は、次の基準による。

1 注意報・警報の種類及び発表基準

平成24年11月27日現在

南砺市	府県予報区	富山県		
	一次細分区域	西部		
	市町村をまとめた地域	西部南		
注意報	大雪	降雪の深さ	平地	6時間降雪の深さ15cm
			山間部	12時間降雪の深さ30cm
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	なだれ	1. 24時間降雪の深さが90cm以上あった場合 2. 積雪が100cm以上あって日平均気温2℃以上の場合		
	着氷(雪)	著しい着氷(雪)が予想される場合		
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が12℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が9℃以上かつ日平均風速が5m/s以上か日降水量20mm以上		
	霜	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下		
低温	夏期：最低気温17℃以下の日が継続 冬期：最低気温-6℃以下			
警報	大雪	降雪の深さ	平地	6時間降雪の深さ25cm
			山間部	12時間降雪の深さ50cm
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	

(注) 1 注意報、警報に東部、西部の地域名を付したときの区分は次のとおりである。

(1) 東部

東部北・・・朝日町・入善町・黒部市宇奈月・黒部市黒部・魚津市・滑川市

東部南・・・富山市富山・富山市大沢野・富山市大山・富山市八尾町・富山市婦中町・富山市山田・富山市細入・立山町・上市町・舟橋村

(2) 西部

西部北・・・高岡市高岡・射水新湊・氷見市・小矢部市・射水下・射水小杉・射水大門地域・射水大島・高岡市福岡町

西部南・・・砺波市砺波・砺波市庄川町・南砺城端地域・南砺上平・南砺平・南砺利賀地域・南砺井波地域・南砺井口地域・南砺福野地域・南砺福光地域

(注) 2 発表基準欄に記載した数値は、富山県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査してきめたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な目安である。

また、概ね平地は海拔 200m 未満、山間部は 200m 以上の地域である。

2 特別警報の種類及び発表基準

現象の種類	基準
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

第2 伝達体制 (総務班)

1 気象注意報・警報等の受領

気象台、その他関係機関が発する予警報は、災害対策本部が設置されているときは本部が、その他の場合は総務課あるいは警備員が受領し、内容に応じた適切な措置をとる。必要に応じ勤務時間中では、庁内マイクで放送あるいは出先機関へ伝達し、時間外ではあらかじめ定められた者に伝達する。なお、気象通報は気象台からの一斉通話により消防署においても受領する。

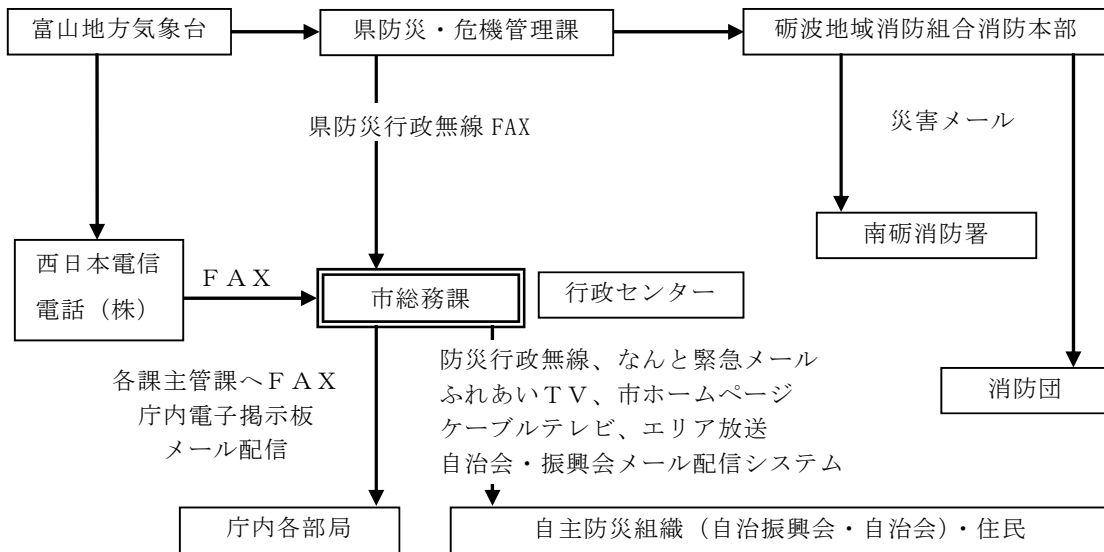
ア 警備員は、気象台発表の情報が気象注意報、気象警報であった場合、又は県から非常配備基準に該当する情報等を受けた場合、直ちに総務課長にその旨を報告し、その指示を受ける。

イ 総務課長は前記の予警報を受領し、必要と認める場合には速やかに関係各課長に報告する。

この場合、伝達の確実を期するため、警報及び注意報については伝達された原文のとおり伝達する。

ウ 総務課長から伝達を受けた関係各課長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに関係機関等へ伝達する。

【気象情報（警報）連絡体制】



2 気象予報、警報等の伝達

特に災害の発生が予知され危険である場合又は必要と認められる場合は、必要に応じ消防団、関係団体へ連絡し、周知を図るとともに、総務課は防災無線、広報車等により通報する。

消防団においては、各分団の担当者に連絡し、各担当者は、地域住民に周知させる。

なお、市及び県は、さまざまな環境下にある住民等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

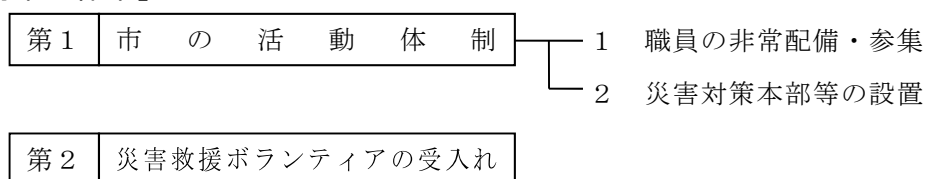
第2節 応急活動体制

(全部局共通)

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平素から所要の組織及び出動体制を確立しておくとともに、非常の際にはこれに基づき動員を命令し、又は要請する場合は対象者、時期、方法などを明らかにして応急対策に必要な人員を確保しておき、速やかに動員する。

雪害規模、程度、拡大のおそれ等を判断の上、災害対策基本法第23条に基づく災害対策本部を設置し、総合的な雪害対策を確立する。

【対策の体系】



第1 市の活動体制 (全部局共通)

市域に災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合には、その情報連絡、発生災害の状況集約、総合対策の樹立並びに災害応急対策の推進を図るため、市長は南砺市災害対策本部を設置する(災害対策基本法、南砺市災害対策本部条例に基づく)。

1 職員の非常配備・参集

災害が発生し又は発生するおそれのあるとき、市長は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、必要に応じ職員の非常配備を行う。

なお、市長に事故あるときの代行順位は次のとおりとする。

第1順位 副市長、第2順位 教育長、第3順位 市長政策部長

(1) 配備基準

職員の配備基準は、次のとおりとする。

	配備基準	配備内容
第1非常配備 【準備態勢警戒 配備】	①積雪深が平地で30cm以上、山間部で50cm以上に達しかつ警報が発表され危険な状態が予想されるとき。 ②その他の状況により市長が指令したとき。	①情報収集及び連絡活動を主とし、関係課(行政センター、総務課、建設課)は所要人員をもって、情報収集と連絡活動が円滑に実施出来る体制をとる。 ②第2非常配備に円滑に移行し得る体制をとる。

	配備基準	配備内容
第2非常配備 【警戒体制】 【災害対策本部・現地災害対策本部の設置】	①積雪深が平地で90 cm以上、山間部で100 cm以上に達しかつ大雪警報が発表されたとき。 ②降積雪により各地で被害の発生或いはその危険性があるとき。 ③その他の状況により市長が指令したとき。	①災害応急対策に関係ある課（行政センターを含む）の所要人員で情報収集、連絡活動及び応急措置を実施する。 ②各部長と、部長及び現地災害対策本部長が指定する職員をもって体制をとる。 ③状況によって第3非常配備に直ちに移行できる体制とする。
第3非常配備 【非常体制】 【災害対策本部・現地災害対策本部の設置】	①市全域にわたって大規模な災害が発生すると予想されるとき。 ②市全域でなくとも、その災害が特に甚大であると予想され、かつ市長が指令したとき。 ③市域に「大雪」、「暴風雪」特別警報が発表されたとき	①災害対策本部を設置する。 ②災害対策に万全を期するため当該災害に関係ある各課全員があたる。 ③時間外の場合は近隣の被害状況を把握し、まず人命救助を行った後登庁する。この際被害の状況を収集し本部に報告する。

(2) 配備指令

- ア 市長は、被害の種類、規模によって、特に必要と認めるときは、(1)の基準と異なる配備体制を指令することができる。
- イ 各所属長は、災害の種類、規模、発生の時期によって、特に必要と認めるときは、独自の配備体制を発することができる。

(3) 動員体制の確立

- ア 各部長は、各部の動員計画を事前に作成し、部内の職員に周知しておく。
- イ 各所属長は、災害対策本部設置前の災害対策の活動に従事する職員をあらかじめ指定しておく。
- ウ 各所属長は、夜間、休日等時間外の災害発生に備えて、連絡体制を整備する。

(4) 動員の方法

ア 勤務時間内における動員

総務課長は、風雪、大雪、なだれ、暴風雪等の注意報、警報、特別警報が発表されたとき又は災害が発生したとき各部主管課へのFAX、パソコンのお知らせ欄、庁内放送等により当該情報を伝達する。

関係所属長は、総務課長或いは報道機関の情報に基づき、あらかじめ指定した職員を配備につかせ、災害対策に従事させる。

イ 勤務時間外における動員

(ア) 大雪の注意報、警報、特別警報が発表されたときは警備員及び宿日直者から総務課長へ、災害に関する情報を覚知した場合は、警備員及び宿日直者から当該地区行政センター長へ、行政センター長から総務課長へ伝達し、総務課長から関係所属長へ電話等で当該情報を伝達する。

(イ) 関係所属長は、総務課長或いは報道機関の情報に基づき、あらかじめ指定した職員を配備につかせ、災害対策に従事させる。

(ウ) あらかじめ指定された職員は報道機関からの情報により災害の発生を知ったときは、自主的に参集する。

(エ) 参集する場所は、原則として各自の勤務場所とする。周辺地域の被害状況を把握し、まず人命救助を行った後速やかに登庁する。

登庁後は直ちに所属長に被害状況を報告するとともに、その指揮のもとに災害応急対策にあたる。

ただし、交通の途絶・混乱等により登庁することが困難な場合は、行政センターや避難所等の最寄りの公共施設に一時的に参集するとともに、その旨を直ちに所属長へ連絡し、必要な指示を受ける。

なお、庁舎への登庁が可能となったときは、別途指示がある場合を除き、速やかに登庁する。

ウ 災害対策本部設置時における動員

(ア) 災害対策本部の動員は、総務班から各部主管課を通じて行い、主管課から各課へ、各課から職員へ連絡する。

(イ) 動員を行った場合、各班長は職員の動員状況を速やかに把握し、総務班に連絡する。

(5) 動員要請

災害の状況や応急対策の推移によって、各班の業務量のアンバランスが生じた場合は、必要に応じ各班に所属する職員を他の班に応援させる。また、各班長は応援を必要とする場合は総務班に要請する。

2 災害対策本部等の設置

(1) 設置基準

市は、次の場合に災害対策本部を設置する。

- ・局地的災害が発生し、又は発生の恐れがあるとき。
- ・市全域にわたって災害が発生すると予想されるとき。
- ・市全域でなくともその災害が特に甚大であると予想され、かつ市長が指令したとき。

(2) 設置場所

ア 福野庁舎に、影響がなかった場合

「福野庁舎内」に設置する。

イ 福野庁舎が被災し、庁舎に本部を設置できない場合

「福光庁舎」に設置する。

(3) 災害対策本部の組織

ア 本部長

市長を本部長とし、災害対策本部の事務を総括し職員を指揮監督する。

なお、本部長に事故あるときの代行順位は次のとおりとする。

(ア) 第1順位 副市長

(イ) 第2順位 教育長

(ウ) 第3順位 市長政策部長

- イ 副本部長
副市長、教育長を副本部長とし本部長を補佐する。
- ウ 本部員
(ア) 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
(イ) 本部員は、市長政策部長、市長政策部担当部長、市民協働部長、市民協働部担当部長、ブランド戦略部長、ふるさと整備部長、議会事務局長、教育部長、地域包括医療ケア部長、地域包括医療ケア部担当部長、消防長及び消防団長をもって充てる。
- エ 本部会議
(ア) 本部長は、災害対策に関する重要な事項を協議決定し、その推進を図るため必要に応じ本部会議を招集する。
(イ) 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
(ウ) 本部会議には必要に応じ自衛隊その他関係機関の出席を求めることができる。
- オ 本部会議の主な所掌事務は次のとおりとする。
(ア) 本部の動員配備体制に関すること。
(イ) 重要な災害情報の収集・分析による対策の基本方針の決定に関すること。
(ウ) 避難の準備情報・勧告・指示に関すること。
(エ) 災害救助法の適用に関すること。
(オ) 県、他市町村及び防災関係機関への応援要請に関すること。
(カ) その他重要な災害対策に関すること。
- カ 本部事務局
(ア) 災害対策本部の事務を処理するため、本部に事務局を置き、事務局は総務班とする。
(イ) 事務局長は総務課長とし、本部長の命を受け、事務局の事務を掌理する。
- キ 部
(ア) 災害対策本部の全庁的な推進を図るため、災害対策本部に部を置き、部には班を置く。
(イ) 各部、各班の組織及び分掌事務は別表【南砺市災害対策本部各部・班の分掌事務】(総則 第1章 第4節 別表)のとおりとする。
(ウ) 部長は本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
なお、部長に事故あるときは、当該部の次長等の職にあるものがその職務を代理する。
- ク 現地災害対策本部
本部長は、激甚な災害を受けた地区における災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、必要に応じ現地災害対策本部を設置する。

ケ 組織体制の特例

本部長は災害が局地的で、災害対策本部の機能を現地に集約させたほうが効率的に対策にあたれる場合など、特に必要と認めるときは異なる組織体制を指令することができる。

(4) 災害対策本部の設置及び解散の通知等

本部長は、災害対策本部を設置及び解散したときは、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、県、防災関係機関にその旨を通知する。

(5) 災害対策本部の解散

本部長は、市域において、災害が発生するおそれが解消したと認めたとき又は、災害応急対策が概ね完了したと認めたときは災害対策本部を解散する。

第2 災害救援ボランティアの受入れ

「風水害編 第2章 第3節 応急活動体制 第2 災害救援ボランティアの受入れ」を準用する。

第3節 情報の収集・伝達

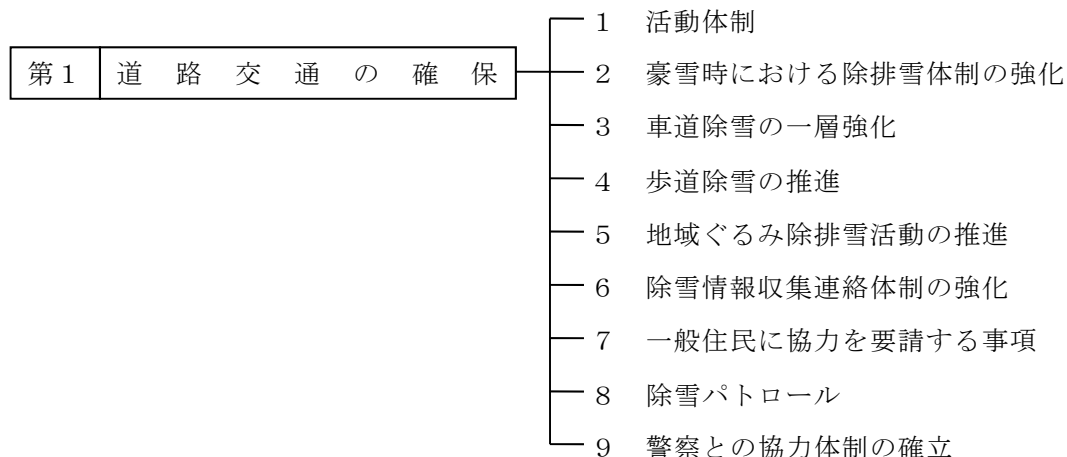
「風水害編 第2章 第4節 情報の収集・伝達」を準用する。

第4節 交通の確保

(ふるさと整備部)

降積雪や雪崩等により、交通に支障を生じた場合の応急的交通の確保を実施することにより、住民の日常生活、社会経済活動の安定及び防災関係機関の実施する救助、救護活動、応急復旧活動の円滑な遂行を図る。

【対策の体系】



第1 道路交通の確保 (建設班)

1 活動体制

南砺市道路除雪実施計画に基づき、次のとおり除排雪を実施する。

(1) 除雪体制

毎年、11月15日から翌3月31日までの間、ふるさと整備部建設課に南砺市除雪対策本部を設置し、除雪体制に入る。

除雪対策本部長 ふるさと整備部長

(2) 除雪計画路線の決定

市内の主要幹線道路を主体として、隣県及び隣接市町村との連絡・物資の輸送及び民生の安定を図るうえで重要な路線について、交通量、道路状況、延長、幅員、線形、沿道の状況、気象条件及び通学路等の諸要素を勘案して決定する。

(3) 除雪実施計画路線区分

除雪実施計画路線は、路線の性格を勘案して3段階に区分し、各区分の除雪目標、除雪作業の標準は次のとおりとする。

なお、第1種路線のうち特に交通量の多い路線にあつては、下記除雪目標にかかわらず異常降雪時においても、常時交通の確保に努める。

○ 第1種

原則として2車線の幅員を確保し、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。異常降雪時には降雪後3日以内に1車線を確保する。

○ 第2種

原則として1車線以上の幅員を確保し、異常な降雪時以外は常時交通を確保するが、異常降雪時には降雪後5日以内に1車線幅員で必要な待避所を確保する。

○ 第3種

原則として1車線幅員を確保する。状況によっては一時交通不能になってもやむを得ないものとする。

(4) 活動

除雪対策本部は、本部長が除雪を必要と認めたとき、その活動体制に入る。活動体制は、除雪の状況に応じ、确实迅速な除雪ができるよう段階的に計画する。また、長期間の除雪に備え、乗務員を適当に交替休養させるよう十分考慮する。

第1配備	降雪 10 cm以上	(注意報発令)
第2配備	降雪 30 cm～75 cm以上	(警報発令)
第3配備	降雪 75 cm以上	(緊急体制)

2 豪雪時における除排雪体制の強化

豪雪時には道路交通を適切、かつ速やかに確保するため事前に緊急通行確保路線の指定、追加借上げの除雪機械やオペレーター等の動員及びその他必要な対策等を確立し、除排雪体制の万全を期する。

3 車道除雪の一層強化

除雪路線が適切な道路網として確保されるよう、他の道路管理者とも緊密に連携しながら実施する。

(1) 重要路線の除排雪強化

第1種路線のうち、特に交通量の多い重要路線（主要都市間道路や高速道路のインターチェンジ、主要な駅、医療施設、その他重要公共施設等への連絡道路）についてはより一層の除排雪レベルの向上を図り、豪雪時においても原則として常時交通を確保する。

(2) バス路線の優先的除排雪

公共交通の確保を図るため、バス路線の優先的除排雪に努めると共に、運行回数の多い路線については特に配慮する。また道路幅員の狭い路線については、バス停車帯及びすれ違い確保のため除排雪の強化に努める。

(3) 交差点の除排雪

円滑な交通確保のため交差点の除排雪に努める。このため、他の道路管理者と除排雪の役割分担を決めるなど、緊密な連携を図るとともに重要な交差点については常に迅速な対応ができるよう作業体制を図る。

(4) 踏切附近の除排雪

踏切事故防止のため、踏切附近の道路除排雪については常に円滑な車の通行が出来るよう配慮する。

(5) 除排雪作業の早期取り組みと効果的实施

早朝除雪を最重点とするが、日中においても降雪強度や路側堆雪状況に応じ、その出勤時期を適切に判断し、除排雪に努める。また、その際、機種を選定やその組み合わせを適切に行い、効果的な除排雪の実施に努める。

4 歩道除雪の推進

歩道除雪については、その構造や沿道条件及び車道除雪との関連など実施上種々の問題はあるが、これらの解決策の見出しに努め、特に歩行者の多い駅、主要なバス停、学校、保育園、幼稚園やその他公共施設に通じる歩道を重点として実施に努める。この際、国・県との連携や住民の自主的協力により、地域生活道路とも有機的に結ばれた安全な歩行者空間が確保されるよう配慮する。

5 地域ぐるみ除排雪活動の推進

地域の住民による共同除排雪活動が円滑、かつ効果的に実施されるよう積極的な拡大推進に努める。

6 除雪情報収集連絡体制の強化

除雪パトロールの強化など情報収集連絡体制の充実により、除排雪の効率化を図るとともに必要な情報については、適切に住民や一般通行車両に提供する。また、特に雪崩発生のおそれのある区間については、パトロールの最強化を行うとともに、関係警察署とも緊密な連絡をとり、速やかに適切な対策（雪庇処理、通行規制等）を講ずる。

7 一般住民に協力を要請する事項

(1) 雪下しの後始末の励行

屋根の雪下しの後始末が不十分なため、しばしば除雪機械の運行を不能にするので、連担地区の自治会等が緻密な連絡を保ちつつ、日時を定め一斉に実施すること。また、雪止めのない屋根については、交通安全上からも早急に雪止めをすること。

(2) 側溝等による雪流し作業

用排水路へ流雪する場合、取水、終末処理等の現況を綿密に調査し、下流に及ぼす影響を十分考慮すること。

なお、市街地で流雪のため、水門を開閉する場合は十分注意し、開閉責任者を定め、標識を立てるなど、事故のないよう責任体制を確立しておくこと。

(3) 除雪障害物の撤去

道路上に物件（自動車、単車、ブロック等）を放置しないこと。自動車の故障などにより止むを得ず放置する場合は、必ず標識にて表示すること。

(4) 除雪により破損しやすい物件の防護措置

道路わきの構造物（地蔵堂、小屋、車庫のシャッター、へい、石垣等）は豪雪の場合、除雪時に破損する危険があるので、各関係者においてあらかじめ、標識にて表示す

るか、防護措置を講ずること。万一、これらの措置がなくて破損した場合は、原則として補償しない。

(5) 自主的除雪

除雪道路は限定されているので、各自治会等においても機械除雪等に依存することなく、自主的な除雪を心掛けること。

また、除雪については地元の協力が絶対に必要であることから、除雪についての要望や苦情は、自治会長等を通じて受付し、迅速に処理することとする。

8 除雪パトロール

除雪対策本部実施部長は、実施担当者からの報告に基づき、除雪機械の作業状況及び作業後の路面の状況を確認するため、パトロールを実施する。

9 警察との協力体制の確立

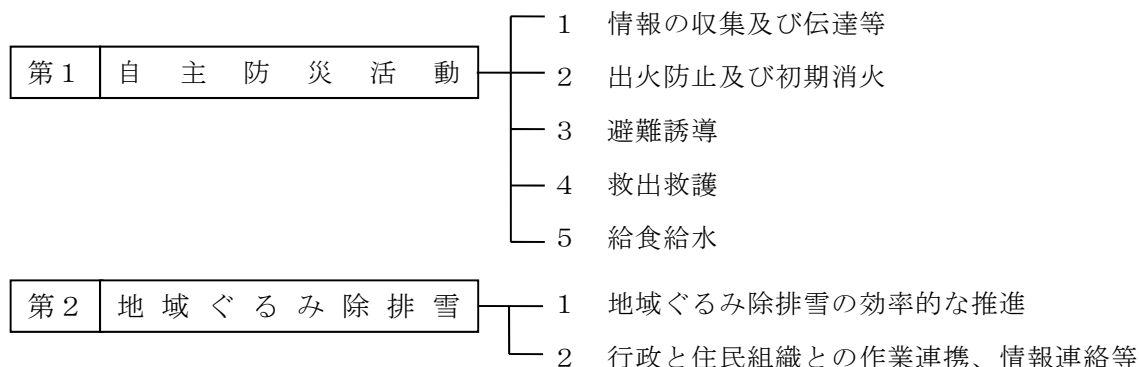
除雪対策本部実施部長は、除雪の実施にあたっては、警察署長と綿密な連絡をとり、路上放置物件の取締り、除雪機械の運行に対する交通整理、情報収集等の協力を求めること。

第5節 自主防災活動及び地域ぐるみ除排雪

(市長政策部、市民協働部、消防部)

豪雪時には生活道路の途絶などによって日常生活が阻害されたり、除排雪の人手の不足する要援護世帯では、家屋の倒壊などの危険な状態も発生する。また、防災関係機関による救助、救援が雪のため阻害されることも予想される。このため、地域住民による自主防災活動や地域ぐるみ除排雪の推進を図り災害応急対策に万全を期する。

【対策の体系】



第1 自主防災活動 (総務班、消防本部)

自主防災活動は、原則として自主防災組織の防災計画に基づき活動するが、概ね次の活動が期待される。

1 情報の収集及び伝達等

自主防災組織は、いち早く地域内の積雪や被害の状況及び要援護世帯の把握など必要な情報を収集し、その情報に基づき適切な判断を行い、要援護世帯への支援、道路支障物件の除去や緊急車両通行確保のための除雪の実施、消火班の集結、避難勧告及び指示の伝達等適切な活動を行う。

2 出火防止及び初期消火

自主防災組織は、降雪前から地域ぐるみで出火防止に心がけ、地域内の家屋からは絶対に火を出さないということを徹底しておくとともに、万一出火した場合には、自主防災組織が中心となって初期消火及び消防機関の誘導を行う。

3 避難誘導

避難活動においては、自主防災組織が中心的役割を果たすことが期待される。このため自主防災組織は、地域の高齢者、障害者等の所在を確認しておくとともに、避難に関する情報を正確、迅速に把握する。

市長の指示又は勧告が遅延したり、あるいは伝達が困難な場合も予想されるので、組織として自主的に判断して避難する場合についても検討しておく。

4 救出救護

積雪が多くなると、雪崩、建物倒壊等による負傷者が出て、これらの者を救出救護する必要が生ずる。このような事態になったとき、自主防災組織では状況に応じてできるだけ周囲の人の協力を求め、二次災害の発生防止に努めるとともに、負傷者に応急手当を施し、必要と認められる場合には速やかに消防機関等の出動を要請する。

5 給食給水

避難者や防災活動に従事している者等の給食給水について直ちに行える体制を整備しておく。

第2 地域ぐるみ除排雪（建設班）

1 地域ぐるみ除排雪の効率的な推進

市は、次の事項について十分な計画、調整のうえ、地域ぐるみ除排雪の効率的な推進に努める。この場合、自主防災組織と緊密な連携をとる。

高齢者世帯、独居高齢者世帯においては雪下ろし、除雪等の作業が困難なことから、日頃から声掛け等の取り組みを実施するとともに、地域ぐるみでの支援に努める。

ア 一斉排雪の実施にあたっては、時間、排雪場所、その他の経路等について、降積雪状況、地域の実情等に即した実施計画を立案し、住民に対してその内容の周知徹底を図る。

イ 排雪場所や除排雪機械等の確保のために、地域における関係機関、建設業者等に対して場所、機械等の提供について積極的な協力を求める。

2 行政と住民組織との作業連携、情報連絡等

豪雪時においては、行政と住民組織との情報連絡を密にし、連携作業等住民行動の円滑な展開及び住民ニーズに即した雪対策の推進を図る。

第6節 災害救助法の適用

「風水害編 第2章 第5節 災害救助法の適用」を準用する。

第7節 広域応援要請

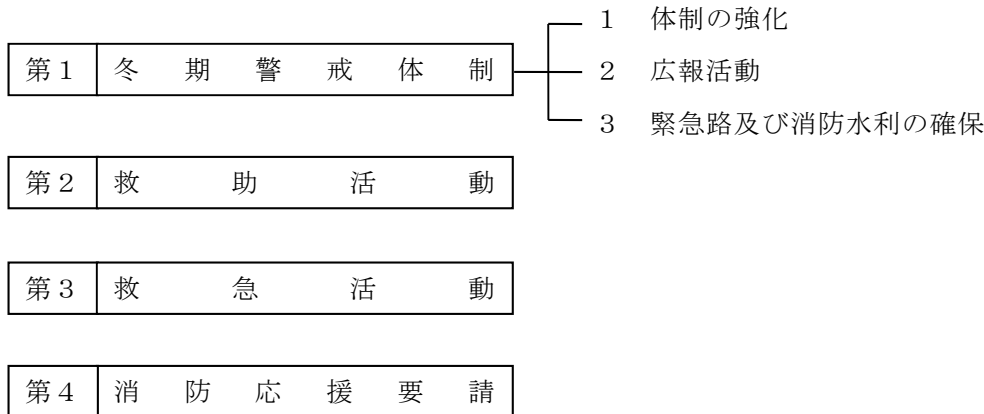
「風水害編 第2章 第6節 広域応援要請」を準用する。

第8節 救助・救急活動

(市長政策部、地域包括医療ケア部、消防部)

降積雪時の消防活動には制約条件が多く、また特異な事故の多発も予想されることから、消防、関係防災機関等は冬期警戒体制をとるとともに、緊密な連携をとりながら、消火、救助、救急活動を迅速かつ的確に行う。

【対策の体系】



第1 冬期警戒体制 (消防署班、消防団班)

1 体制の強化

降積雪や事故、災害の発生などの事態の推移に伴い、消防は的確に状況の判断を行い、配備人員の増強、出動部隊の増加待機、パトロールの実施、消防施設、資機材の点検などの体制を強化する。

2 広報活動

消防は、広報車、広報誌、臨時査察などあらゆる手段を活用して地域住民に対し、火災、事故等防止のための広報を実施し、注意を喚起する。

3 緊急路及び消防水利の確保

消防活動に備え、道路管理者、地域住民に対し除排雪の協力要請を行うとともに、パトロールを実施し、緊急路及び消防水利の点検及び確保を行う。

特に消防水利については、消防水利確保計画に基づき消火栓、防火水槽等の除排雪に努める。

第2 救助活動

「風水害編 第2章 第7節 救助・救急活動 第1 救助活動」を準用する。

第3 救急活動

「風水害編 第2章 第7節 救助・救急活動 第2 救急活動」を準用する。

第4 消防応援要請

「風水害編 第2章 第7節 救助・救急活動 第3 消防応援要請」を準用する。

第9節 医療救護活動

(ふるさと整備部、地域包括医療ケア部、消防部)

豪雪時には、家屋の倒壊、雪崩等により多数の負傷者が発生することが予想される。また、医療機関においても、職員の参集の問題、さらに交通、通信の途絶による混乱や、電気、水道等ライフラインの途絶による診療機能の低下が予想される。

医療救護は住民の生命と安全に直接関わることであり、迅速な活動が要求されるため、市は、県、各医療関係機関、防災関係機関と密接な連携をとりながら被災者の救護に万全を期する。

【対策の体系】

第1	冬 期 活 動 体 制
----	-------------

第2	医 療 救 護 班 の 派 遣
----	-----------------

第1 冬期活動体制 (建設班、消防部)

市は、雪や寒さ等による傷病者の多発と道路状況の悪化による救急搬送の障害に対処するため、道路除雪を実施し、国、県道管理者にもその徹底を要請する。

第2 医療救護班の派遣

「風水害編 第2章 第8節 医療救護活動 第1 医療救護班の派遣」を準用する。

第10節 避難活動

(市長政策部、市民協働部、ふるさと整備部、教育部、地域包括医療ケア部、消防部)

降積雪時には、雪崩、雪圧による家屋の倒壊等の発生が予想され、住民の避難を要する地域が生じることが予想される。

市は、災害対策基本法に基づき、人命の安全を第一に避難に必要な措置をとり、住民の生命、身体の安全の確保に努める。

【対策の体系】

第1	避難の勧告、指示及び誘導
第2	指定緊急避難場所及び指定避難所の運用
第3	避難所の設置・運営
第4	要配慮者への援護
第5	精神保健対策
第6	飼養動物の保護等

第1 避難の勧告、指示及び誘導

「風水害編 第2章 第9節 避難活動 第1 避難の勧告、指示、誘導及び避難準備情報」を準用する。

第2 指定緊急避難場所及び指定避難所の運用

「風水害編 第2章 第9節 避難活動 第2 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路の運用」を準用する。

第3 避難所の設置・運営

「風水害編 第2章 第9節 避難活動 第3 避難所の設置・運営」を準用する。

第4 要配慮者への援護

「風水害編 第2章 第9節 避難活動 第4 要配慮者への支援」を準用する。

第5 精神保健対策

「風水害編 第2章 第9節 避難活動 第5 精神保健対策」を準用する。

第6 飼養動物の保護等

「風水害編 第2章 第9節 避難活動 第6 飼養されていた家庭動物の保護等」を準用する。

第11節 交通規制・輸送対策

「風水害編 第2章 第10節 交通規制・輸送対策」を準用する。

第12節 飲料水・食料・生活必需品等の供給

「風水害編 第2章 第11節 飲料水・食料・生活必需品等の供給」を準用する。

第13節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策

「風水害編 第2章 第12節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策」を準用する。

第14節 警備活動

「風水害編 第2章 第13節 警備活動」を準用する。

第15節 遺体の搜索、処理及び埋葬

「風水害編 第2章 第14節 遺体の搜索、処理及び埋葬」を準用する。

第16節 ライフライン施設等の応急復旧対策

(ふるさと整備部)

電力、ガス、上下水道、通信の各ライフライン施設は、都市化の進展とともに、高度化、複合化しており、また、住民の依存度も著しく高まっている。

降積雪時におけるライフライン施設の損壊等によるサービスの低下や通信の途絶は、住民の生活や産業活動の維持に深刻な影響を与えるおそれがある。

このため、ライフライン関係機関は、降積雪時における活動体制を確立し、相互に連携を保ちながら、被害の防止とできるかぎり早急な応急復旧対策を実施する。

また、雪圧、凍結等による危険物施設等の損傷は、二次災害を引き起こし多大な被害を及ぼすおそれがあるため、応急対策の実施による安全確保を図る。

さらに郵便事業についても、交通途絶等によるサービス低下が予想され、日常生活に大きな支障を与えるおそれがあることから、その業務維持の確保を図る。

【対策の体系】

第1	電	力	施	設
----	---	---	---	---

第2	L	P	ガ	ス	施	設
----	---	---	---	---	---	---

第3	上	水	道	施	設
----	---	---	---	---	---

第4	下	水	道	施	設
----	---	---	---	---	---

第5	通	信	施	設
----	---	---	---	---

第6	郵	便	業	務
----	---	---	---	---

- 1 郵便の運送及び集配の確保
- 2 山間部等の集配対策
- 3 窓口業務の維持
- 4 広報

第1 電力施設

「風水害編 第2章 第15節 ライフライン施設の応急復旧対策 第1 電力施設」を準用する。

第2 LPガス施設

「風水害編 第2章 第15節 ライフライン施設の応急復旧対策 第2 LPガス施設」を準用する。

第3 上水道施設

「風水害編 第2章 第15節 ライフライン施設の応急復旧対策 第3 上水道施設」を準用する。

第4 下水道施設

「風水害編 第2章 第15節 ライフライン施設の応急復旧対策 第4 下水道施設」を準用する。

第5 通信施設

「風水害編 第2章 第15節 ライフライン施設の応急復旧対策 第5 通信施設」を準用する。

第6 郵便業務 (市内郵便局)

市内各郵便局は、住民生活、社会経済活動の安定確保のため、豪雪時においても郵便事業の円滑な運営確保を図る。

1 郵便の運送及び集配の確保

降積雪により災害が発生した場合又はそのおそれがある場合、郵便物の運送、取集、配達を確保するため次の措置を講ずる。

(1) 経路及び手段等の変更

被災地における郵便の運送、集配の確保又は早期回復を図るため、状況に応じ、運送、集配の経路又は方法の変更、臨時運送、集配便の開設等の応急措置を講ずる。

(2) 運送及び集配の休止等

やむを得ないと認められるときは、災害の規模、郵便事業施設の被災状況に応じて、地域及び期間を限って郵便の運送、集配便数を減便し、又は運送及び集配業務を休止できる。

2 山間部等の集配対策

降積雪のため通常の方法により郵便物の集配を行うことが困難となった山間部等の地域については、配達郵便物を一定期間、郵便局に留置きし、隔日集配を行うか、又は受取人の出局を待って窓口交付を行う。

なお、留置期間内に交付できなかった郵便物は、その期間経過後に配達するほか、あらかじめ配達することのできる地域内に郵便物の受取場所を定め、当該場所へ配達する。

3 窓口業務の維持

災害時において、被災地における郵便局の公衆に対する窓口業務の維持を図るため、次のとおり措置を行う。

- ア 被災により業務継続が不能となった郵便局は、仮局舎を設置し窓口業務を迅速に再開する。
- イ 移動郵便局等による臨時窓口を開設する。
- ウ 窓口支払資金を確保するとともに、窓口取扱時間又は取扱日の変更により被災者の利便を図る。

4 広報

豪雪時において、郵便業務に係る被害、応急対策の措置状況及び郵便業務の運営状況とその見通し等について、ラジオ、テレビ、新聞等報道機関を通じ適切な広報活動を行う。

第17節 公共建物等の応急復旧対策

(ブランド戦略部、教育部、地域包括医療ケア部)

医療施設、社会福祉施設等の公共施設等が被災した場合、その役割、機能の早急な回復が必要とされる。

このため、こうした公共施設等の被害防止措置や速やかな応急復旧措置を講じ、業務の維持と利用者の安全確保を図る。

【対策の体系】

第1	医療・社会福祉・社会教育施設
----	----------------

第2	文化財
----	-----

第1 医療・社会福祉・社会教育施設 (災害救助班、医療救護班、生涯学習スポーツ班)

施設管理者は、除排雪の励行による業務の維持確保及び利用者の安全確保、停電時又は給水不能時の措置、患者の避難措置、重要器材の保管措置等を講ずる。

被害が発生した場合には、被害のない施設に連絡して、人的物的応援を要請する。また、被害状況を報告し、復旧対策を講ずる。

第2 文化財 (文化世界遺産班)

ア 文化財施設の所有者又は管理者は、施設の除排雪を励行しその被害防止に努める。

イ 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに消防署へ通報するとともに被害の拡大防止に努める。

ウ 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果について県教育委員会を經由して文化庁長官へ報告しなければならない。

エ 市及び県は、文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

第18節 農林業の被害拡大防止

(ブランド戦略部)

農林業に関する雪害は農耕地が積雪によって覆われ生産を阻害する被害と、樹木などが雪に埋まり発生する積雪の沈降力による雪害に大別される。

市は降積雪時による農林業の被害を防止し、又は被害拡大を防止するため、関係機関、農業関係団体と連絡を密にして、速やかに措置を講ずる。

【対策の体系】

第1	稲	作
----	---	---

第2	麦	
----	---	--

第3	果	樹
----	---	---

第4	施設園芸用施設	
----	---------	--

第5	畜	産
----	---	---

第6	林	産
----	---	---

第1 稲作 (農林班)

降積雪情報を迅速に把握し、育苗施設や乾燥調製施設の設計基準を超えた積雪について、砺波農林振興センター等を通じ除雪の指導徹底を図る。

第2 麦 (農林班)

積雪期間が長くなった場合、消雪剤等の散布による消雪を指導促進し、被害の拡大を防止する。

第3 果樹 (農林班)

次に掲げる対策について、指導を徹底する。

- ア 樹冠や棚上の積雪を払い落として踏み固める。
- イ 枝や棚が埋没した場合、すみやかに雪を落として踏み固める。
- ウ 野ねずみ、野うさぎ、害鳥等の被害を防止するため、樹の根元の雪踏み、枝のわら巻き、鉄砲での威かくを行う。

第4 施設園芸用施設（農林班）

次に掲げる対策について、指導を徹底する。

- ア 降積雪状況を的確に把握し、精力的に除融雪に努める。
- イ 施設の強度補強に努める。

第5 畜産（農林班）

不便地域の畜産農家を中心として雪害予防等の巡回指導を実施する。

第6 林産（農林班）

特用林産物施設の除雪励行について指導を徹底する。

第19節 商工業の被害拡大防止

(ブランド戦略部)

市は、降積雪による商品、生産物及び施設の直接的な被害並びに原材料、製品等の輸送の停滞等による間接的被害防止対策の促進を図る。

【対策の体系】

第1	輸送手段の確保
----	---------

第2	緊急金融措置等による中小企業経営の維持、安定確保
----	--------------------------

第1 輸送手段の確保 (商工班)

市は、生産活動に伴う入出荷及び商品の流通の円滑化を図るため、交通の確保について関係各機関に対し協力要請を行う。

第2 緊急金融措置等による中小企業経営の維持、安定確保 (商工班)

1 緊急金融措置

市は、降積雪に関する直接及び間接の被害に起因する中小企業の資金需用に対し、緊急融資の実施及び政府系金融機関の特別融資適用申請等の措置を要請する。

2 関係団体に対する要請

市は、商工会等関係団体に対し、必要に応じて中小企業者に対する相談、斡旋を行うなどきめ細かく対処し、指導するよう要請する。

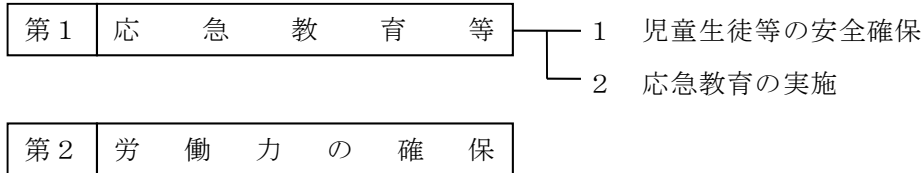
第20節 応急住宅対策

「風水害編 第2章 第18節 応急住宅対策等」を準用する。

第21節 教育・労働力確保対策

(市長政策部、教育部)

【対策の体系】



第1 応急教育等 (教育総務班)

積雪時には、まず児童・生徒の安全確保を第一とし、さらに平常の学校教育の実施が困難な事態となったときは、市は、雪に伴う種々の状況に関する判断を的確かつ迅速に行い、応急措置を講ずる。

1 児童生徒等の安全確保

(1) 通学路の確保

校長は、地域の関係機関及びPTA等と緊密な連絡をとり、あらかじめ通学路の除雪体制及び除雪計画を確立するとともに、地勢及び天候状況によっては集団登下校の指示や保護者等による誘導の依頼を行う。

(2) 雪崩及び落雪危険箇所についての指導

校長は、雪崩及び落雪のおそれのある箇所については、事前に防止対策を検討し、関係機関等に児童生徒等にはっきりわかる標識の設置を依頼するとともに、児童生徒等にそれら危険箇所の通行時に気をつけるよう安全指導を通して万全を期する。

(3) 校舎等の雪害対策

校長は、校舎敷地内の積雪による危険箇所を事前に十分点検整備するとともに、積雪期には点検体制を強化し、事故の未然防止に努める。とりわけ校舎等建物の除雪計画をたて、平常の学校教育が安全に実施されるよう特に次の措置を実施する。

ア 落雪事故防止

校舎、体育館等の屋根雪の落下について十分注意し、万全を期する。

イ 雪下ろしの励行

積雪量に十分注意し危険度の大きい建物から雪下ろしを行い、倒壊等事故の未然防止に努める。

ウ 雪崩事故防止

山間地の雪崩の危険のある学校においては、雪崩警戒体制を強化し危険を覚知したときは、児童生徒等を避難させるとともに、周辺の立ち入りを禁止する。

エ 危険校舎等の立ち入り禁止

許容量を超える積雪深に達するおそれのあるときは、雪下ろし終了までの間、当該校舎等及びその周辺の使用や立ち入りを禁止し、児童生徒等に対し厳重に注意する。

オ 児童生徒等による学校等の除雪作業

校長は、必要に応じて児童生徒等に除雪作業を課すときは、作業の安全性に留意して万全を期す。

(4) 非常口及び避難場所の確保

校長は積雪による事故発生に備えて、非常口の確保に努めるとともに、安全な避難場所を設定して児童生徒等にそれらについて十分理解させる。なお、そのために定期的に避難訓練を行う。

2 応急教育の実施

(1) 始・終業時間等の調整

校長は、気象情報及び交通状況に十分注意し、関係機関と速やかに連絡のうえ臨機に始・終業時間を調整するなどの措置を講ずる。

(2) 休校措置

積雪量が多くなり通学が困難な状態となったとき、又は校舎等の危険度が増大したときは、校長は関係機関と連絡調整のうえ臨機に休校措置を講ずる。

(3) 被災児童・生徒に対する措置雪害による被災児童・生徒に対し、市は市教育委員会等と連絡調整のうえ、適切な応急措置を講ずる。

第2 労働力の確保

「風水害編 第2章 第19節 教育・労働力確保対策 第2 労働力の確保」を準用する。

第3章 雪害復旧対策

第1節 民生安定のための緊急対策

(市長政策部、市民協働部、ブランド戦略部、地域包括医療ケア部)

第1 被災者の生活確保 (現地災害対策本部、住民生活班、救援物資班、災害救助班、広報連絡班、避難所班)

1 生活相談 (現地災害対策本部、住民生活班)

「第2編 風水害編 第3章 第1節 民生安定のための緊急対策 第1 被災者の生活確保 1 生活相談」を準用する。

2 義援金、義援物資の受付・配分

「第2編 風水害編 第3章 第1節 民生安定のための緊急対策 第1 被災者の生活確保 2 義援金、義援物資の受付・配分」を準用する。

3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付 (災害救助班)

「第2編 風水害編 第3章 第1節 民生安定のための緊急対策 第1 被災者の生活確保 3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付」を準用する。

4 災害見舞金の支給 (災害救助班)

(1) 県災害見舞金

「第2編 風水害編 第3章 第1節 民生安定のための緊急対策 第1 被災者の生活確保 4 災害見舞金の支給 (1) 県災害見舞金」を準用する。

(2) 市災害見舞金

「第2編 風水害編 第3章 第1節 民生安定のための緊急対策 第1 被災者の生活確保 4 災害見舞金の支給 (2) 市災害見舞金」を準用する。

(3) 除雪給付金

知事及び市町村長は、雪害の状況に応じ要援護世帯に対し負担の軽減を図るため除雪給付(見舞)金を考慮する。

5 被災者生活再建支援金の支給

「第2編 風水害編 第3章 第1節 民生安定のための緊急対策 第1 被災者の生活確保 5 被災者生活支援金の支給」を準用する。

6 生活福祉資金の貸付け (県社会福祉協議会)

「第2編 風水害編 第3章 第1節 民生安定のための緊急対策 第1 被災者の生活確保 6 生活福祉資金の貸付」を準用する。

7 災害復旧資金の貸付 (県商工労働部、北陸労働金庫)

「第2編 風水害編 第3章 第1節 民生安定のための緊急対策 第1 被災者の生活確保 7 災害復旧資金の貸付」を準用する。

8 失業者（休業者）の生活の安定対策等 (富山労働局、県商工労働部)

「第2編 風水害編 第3章 第1節 民生安定のための緊急対策 第1 被災者の生活確保 8 失業者（休業者）の生活安定対策等」を準用する。

9 被災者に対する住宅復興に向けた支援

「第2編 風水害編 第3章 第1節 民生安定のための緊急対策 第1 被災者の生活確保 9 被災者に対する住宅復興に向けた支援」を準用する。

10 罹災証明書発行体制の整備

「第2編 風水害編 第3章 第1節 民生安定のための緊急対策 第1 被災者の生活確保 10 罹災証明書発行体制の整備」を準用する。

11 被災者台帳の作成

「第2編 風水害編 第3章 第1節 民生安定のための緊急対策 第1 被災者の生活確保 11 被災者台帳の作成」を準用する。

12 国有財産の無償借受等

「第2編 風水害編 第3章 第1節 民生安定のための緊急対策 第1 被災者の生活確保 12 国有財産の無償借受等」を準用する。

第2 中小企業、農林漁業者に対する支援 (農林班、商工班)

1 中小企業者の復興資金の確保 (商工班)

「第2編 風水害編 第3章 第1節 民生安定のための緊急対策 第2 中小企業、農林漁業者に対する支援 1 中小企業者の復興資金の確保」を準用する。

2 農林漁業者の復興資金の確保 (農林班)

「第2編 風水害編 第3章 第1節 民生安定のための緊急対策 第2 中小企業、農林漁業者に対する支援 2 農林漁業者の復興資金の確保」を準用する。

第3 税の徴収猶予及び減免等 (避難所班)

「第2編 風水害編 第3章 第1節 民生安定のための緊急対策 第3 税の徴収猶予及び減免等」を準用する。

第4 郵便業務に係る災害特別事務取扱い等 (日本郵便(株))

「第2編 風水害編 第3章 第1節 民生安定のための緊急対策 第4 郵便業務に係る災害特別事務取扱い等」を準用する。

第2節 激甚災害の指定

(全部局共通)

第1 激甚災害指定手続 (該当各班)

「第2編 風水害編 第3章 第2節 激甚災害の指定 第1 激甚災害指定手続」を準用する。

第2 激甚災害に係る特別の助成

「第2編 風水害編 第3章 第2節 激甚災害の指定 第2 激甚災害に係る特別の助成」を準用する。

第3節 公共施設の災害復旧

(全部局共通)

第1 災害復旧計画の策定等 (全部局共通)

「第2編 風水害編 第3章 第3節 公共施設の災害復旧 第1 災害復旧計画の策定等」を準用する。

第2 大規模災害時等の指導・助言制度の活用

「第2編 風水害編 第3章 第3節 公共施設の災害復旧 第2 大規模災害時の指導・助言制度の活用」を準用する。